

神奈川県立かながわアートホール条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立かながわアートホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月26日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 号

神奈川県立かながわアートホール条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立かながわアートホール条例施行規則（平成20年神奈川県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「3月前」を「6月前」に改め、同条第2項中「5月前」を「8月前」に改め、同条第4項中「及び神奈川県」を「若しくは神奈川県」に、「主催」を「主催し、」に、「、公益財団法人神奈川芸術文化財団及び」を「若しくは公益財団法人神奈川芸術文化財団又は」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成31年10月31日までの間における神奈川県立かながわアートホール（以下「アートホール」という。）の利用に係る申込みについては、改正後の第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成31年11月1日から同年12月27日までの間にアートホールを利用する場合における第4条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「6月前」とあるのは「4月前」と、同条第2項中「8月前」とあるのは「6月前」とする。

4 平成32年1月5日から同年2月29日までの間にアートホールを利用する場合における第4条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「6月前」とあるのは「5月前」と、同条第2項中「8月前」とあるのは「7月前」とする。